

中央大学通信教育部学生会横浜支部活動方針案

(第6期：平成26年4月1日～平成27年3月31日分)

1. 基本方針

変わりつつある中央大学法学部通信教育課程において、常にその全体の利益を考えられる全国最大の学生会支部であり続けることを目標といたします。何よりも個人の自由を尊重しつつ、最善の選択肢を適時適切かつ安定的に提供し続けられる「選ばれ続ける学生会支部」を追求して参ります。

そのために、豊富な人的資源を最大限に活用し、質実剛健を基調とする対面学習・研究活動を縦軸、家族的情味を基調とする相互扶助・親睦活動を横軸として、引き続き複合的に展開して参ります。

そして、多くの先生方、卒業生、現役通教生ら、中央大学法学部通信教育課程所縁の自立した個人が自由に集い知識の蓄積・共有を行い得るネットワーク・ハブとしての機能を深化させ、変わりつつある社会においてそれぞれが思い描くそれぞれの「頭脳の資源化」の実現を継続的に応援して参ります。

2. 学習会について

これまでの活動実績を踏襲しつつ、33回（累計99時間）を最低限の開講回数としてコミットするとともに、最大37回（累計111時間）の開講を目指して参ります。

科目は、基本六法（憲法・刑法・民法・商法・民訴法・刑訴法）を網羅すると共に、それ以外の法律科目（労働法・行政法・知的財産法など）も開講して参ります。先生方のご都合や開講可能回数を勘案した上での調整となるため、現時点で科目別の回数をコミットすることはできませんが、網羅性を担保するため、4単位科目は各2回（90分4コマ）を目安に開講することを目標といたします。

学習会の内容は、従来と同様、有意義な「学業」の継続につながる有益な「道標」を提供するものいたします。また、科目によっては、卒業論文対策の要素を盛り込むことも検討して参ります。

開講日は、土休日とします。開講時間は、午前の部は9:30から12:40まで、午後の部は14:30から17:40までを標準としますが、状況に応じて多少前後させる場合があります。会場は、基本的に横浜駅西口の「かながわ県民センター」を使用するものとします。いずれも、これまでと同様です。

3. 教員招請行事について

現時点では科目は未定ですが、知的財産法、民事手続法（民事訴訟法）、情報法（憲法）、労働法、商法（会社法）、租税法、社会保障法、経済法、家族法（民法）などを候補といたします。

開講方式は、宿泊を伴う「合宿ゼミ」ではなく、ゼミと懇親会〔一次会〕のみをセットとした「集中ゼミ」を原則といたします。これにより、諸事情で宿泊ができない教員招請行事参加希望者を積極的に受け入れると共に、負荷の低い運営方式として継続性を担保いたします。但し、リクエストが多い場合などには、宿泊を伴う「合宿ゼミ」という選択も排除しないものいたします。

開講時期は、他の学生会支部との競合の可能性が低い第1期と、オンデマンド型メディア授業以外のスクーリングや科目試験がなく旺盛な需要が見込まれる第3期とし、開講回数は、助成金上限の2回を予定しておりますが、助成金を受けずにさらに1回追加することも検討して参ります。

いずれにせよ、全員参加型のゼミとし、参加者が個性を發揮しながら問題を評価・検討し、担当教員や他の参加者と対話を重ね、実践的にアウトプットし得る能力の涵養を図るものいたします。

4. 懇親会について

第5期の実績を踏襲しつつ、公式懇親会は毎月1回以上の開催を目指して参ります。公式懇親会以外にも、支部員限定などの非公式懇親会についても随時開催して参ります。

イベントとしては、第4期に企画が持ち上がった海外研修旅行のほか、バーベキュー懇親会、裁判所傍聴ツアー、刑務所参観、その他、ご提案をいただいた企画などの開催を検討して参ります。

5. その他の企画について

当支部主催学習ガイダンスについては、「導入教育」に参加しても解消しなかった疑問や不安が解消されたとの声が少なくなく、出席者の当支部への定着率も際立って高いことから、新年度も、初学者が多く参加すると思われる学習会の直前の時間帯を中心に、積極的に開催して参ります。また、その場で使用する独自のガイダンス資料については、「導入教育」よりも実戦的な学習の進め方・お勧めの単位の修得方法・レポートの書き方などを中心に、本来は「導入教育」で扱うべきことを含め、既存のものブラッシュアップを図って参ります。これに加えて、有志による『よくわかる中大通教』的な資料の作成についても、当支部として検討を進めて参ります。

メンター制度は、運用方針を見直し、ランチミーティングや懇親会と組み合わせることにより当支部の結束を強固にする機能を重視しつつ、引き続き、展開して参ります。

また、女子会「テミスの会」の実績を踏まえ、特定の資格試験に向けたグループ学習需要や、通常の懇親会では対応困難な特定の趣味に関するサークル活動などの需要に対しては、研究会（分会）制度を積極的に適用することにより、支部員相互の結束を強固にする自発的な活動を支援して参ります。

6. 予算について

学習会開講回数の増加などの形で積極的に還元を図るため、前期繰越金から5万円を取り崩す予算といたします。学習会については、従来と同様、33回のコミットメントに対し35回分の予算を計上し、目標までの残り2回については自由度の高い予備費から支出するものといたします。

支部員年会費については、事実上のプライスリーダーとして、同程度の活動規模の支部に比べ格段に低い現行の設定を引き続き維持して参ります。なお、第6期末時点の想定支部員総数は125名です。

7. 支部運営について

基本方針に従い、当支部の強みを最大限に活かしつつ、活動の維持・拡大と継続的な改善に努めて参ります。標準化された運営プロセスの形式知化（文書化）に努めるとともに、理事会メーリングリストを積極的に活用し、引き続き、意思決定の迅速化や運営プロセスの可視化、活動及び業務の適正を確保する体制の強化を図り、運営プロセスの負荷の分散や円滑な承継を推進して参ります。

他の学生会支部やその他の中央大学法学部通信教育課程関連団体に対しては、引き続き是々非々にて対応して参ります。なお、不合理な要求などに対しては、毅然とした態度で臨むものといたします。

中央大学通信教育部に対しては、これまでの良好な信頼関係を維持しつつ、その施策に協力することはもちろん、必要に応じて支部員各位のご意見・ご要望を当支部として調和的に提言して参ります。

— 以上 —

この活動方針は、平成26年3月21日開催の第7回定時総会において承認されました。